

# 京都府公報

号外 第20号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

規 則	ページ
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (デジタル政策推進課)	1

## 規 則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都府規則第34号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則(平成29年京都府規則第34号)の一部を次のように改正する。

第1条第3項第7号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第2条第1項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)各条に規定する事務のうち、当該事務の区分に応じて定められた情報が同令第8条第1号イに規定する生活保護実施関係情報」を「特定個人番号利用事務のうち、当該特定個人番号利用事務に係る利用特定個人情報、生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項の規定による保護の開始若しくは同条第9項の規定による保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更又は同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止に関する情報」に、「同項」を「同表の2の項」に、「は、当該事務」を

「は、当該特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「前条第3項に規定する」を「前条第3項第1号、第2号(生活保護法第24条第9項の規定による保護の変更の申請の受理に関する部分を除く。)、第3号、第4号、第8号及び第9号に掲げる」に改める。

第3条第1項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)別表第2の26の項の第2欄に掲げる」を「生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項の規定による保護の開始若しくは同条第9項の規定による保護の変更の申請に係る事実についての審査、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更、同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止、同法第63条の規定による保護に要する費用の返還又は同法第77条第1項若しくは第78条第1項から第3項までの規定による徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定による徴収金の徴収を含む。)」に関する」に、「第1条第3項に規定する」を「第1条第3項第1号、第2号(同法第24条第9項の規定による保護の変更の申請の受理に関する部分を除く。)、第3号、第4号、第8号及び第9号に掲げる」に、「、条例別表第3」を「、同表」に改める。

### 附 則

この規則は、令和6年5月27日から施行する。ただし、第1条第3項第7号の改正規定は、公布の日から施行する。